

上郡町創業支援補助金



上郡町で創業する方を応援します！

上郡町に住所を有する新規創業者を支援するため、創業時にかかる経費の一部を補助します。(詳細は裏面をご覧ください)

① 事業所開設支援事業

起業を目的とした、事業所の賃貸や設備備品の購入経費等が対象

補助率1/2、補助限度額 50 万円

※対象外となる経費
・汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないもの
・経常経費とみなされる経費

② 経営支援事業

※①の事業で補助を受けた方のみ対象

市場調査、販売促進等経営の安定に向けて行う事業の経費が対象

補助率1/2、補助限度額 30 万円

補助対象となる方

- ☆上郡町内に事業所を設置し、または設置しようとしている方
- ☆起業の日に上郡町内に住所を有する方
- ☆特定創業支援等事業による支援(創業塾、個別相談指導)を受け、特定創業支援等事業証明書の交付が受けられる方
- ☆特定創業支援等事業による支援を受けてから3年以内の方
- ☆市町村民税を完納している方
- ☆許認可等を必要とする業種については、許認可等を受けていること

※創業を予定している業種等が補助対象外になる場合があるので、事前に確認をお願いします(裏面もご覧ください)

お問い合わせ先
〒678 - 1292 上郡町大持278番地 上郡町役場産業振興課 商工観光係
TEL:0791 - 52 - 1116 FAX:0791 - 52 - 6015
E-mail:sangyo@town.kamigori.lg.jp



(補助金申請時に必要な書類)

1. 上郡町創業支援補助金交付申請書(様式第1号)
2. 事業計画書
※上郡町商工会で指導を受けて作成してください
3. 経費の積算根拠が確認できる書類
(図面、カタログ、見積書等の写し)
4. 特定創業支援等事業証明書の写し
5. 住民票の写し
6. 営業に必要な許認可等を受けていることを証明できるもの(許認可等を必要とする業種のみ)
7. 国、県その他の機関等からの補助金、負担金その他これに類するものの交付を受けている場合、それらを証明できるもの
市町村民税の完納を証明する書類
8. 誓約書(様式第2号)

(補助対象となる経費)

①事業所開設支援事業

- ・土地及び建物の取得、建築、賃借、改修、修繕等にかかる経費
- ⇒財産取得費、工事請負費、使用料、賃借料など
- ・機械装置及び設備の購入、賃借、改修、修繕等にかかる経費
- ⇒備品購入費、使用料、賃借料など
- ・申請する事業において直接必要とする車両、工具もしくは備品等の購入及び賃借等にかかる経費
- ⇒備品購入費、消耗品費、使用料、賃借料など
- ・ホームページ作成、パンフレット印刷等にかかる経費
- ⇒広告宣伝費、印刷費など

②経営支援事業

- ・専門家の受入にかかる経費
- ⇒報償費、委託料、旅費など
- ・市場調査にかかる経費
- ⇒旅費、委託料など
- ・展示会及び見本市への出展にかかる経費
- ⇒使用料、賃借料、委託料、広告宣伝費、印刷費など

(補助事業完了時に必要な書類)

1. 上郡町創業支援補助金に係る補助事業実績報告書(様式第6号)
2. 経費の積算根拠が確認できる書類
(請求明細書の写し等)
3. 支払が確認できる書類(領収書の写し等)
4. 事業の完了が確認できる書類(写真等)
5. 法人登記事項証明書、定款または税務署へ提出した開業届書その他事業内容が確認できる書類

(補助金申請から交付の流れ)

☆上郡町商工会が実施する、「創業塾」や「個別指導相談」で経営、財務、人材育成、販路開拓について規定回数以上受講の上、「特定創業支援等事業証明書」を取得してください。



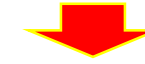
☆「事業計画書」を、上郡町商工会の指導を受けながら作成してください。



☆「上郡町創業支援補助金交付申請書」と、他補助金申請に必要な書類を揃えて、上郡町役場産業振興課に提出してください。



☆審査の上、問題がなければ「上郡町創業支援補助金交付決定通知書」を交付しますので、補助事業に取りかかり、補助対象経費の支払いを行って下さい。



☆事業完了後、(1)、(2)いずれか早い時期までに「上郡町創業支援補助金に係る補助事業実績報告書」と、補助事業完了時に必要な書類を揃えて上郡町役場産業振興課に提出してください。

(1)補助事業完了の日から起算して2箇月以内
(2)補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日



☆審査の上、問題がなければ「上郡町創業支援補助金額確定通知書」を交付します。



☆「上郡町創業支援補助金請求書」を提出してください。補助金の請求を行います。